

(仮称)門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第11回検討部会 概要

日 時 平成23年8月21日(日) 午後2時～4時30分

場 所 門真市立文化会館1階ホール

出席者 市民委員 参加者17名 欠席者7名

今川 晃同志社大学教授、南島 和久神戸学院大学准教授

職員WG 参加者 5名 欠席者15名

傍聴者 4名

主な内容

1. 条例の全体的な確認について

前回より2ヶ月程度、検討部会が開催されなかったため、この間に開催された策定部会の報告及び条例案の説明を議長が行った後、前文から各条について全体的な確認が行われました。

条例の基本的な構成・内容は、策定部会でまとめられていたため、より詳細な部分での確認が行われ、以下のような意見が主に挙げられました。

【前文】

- ・自律発展都市の形成は「不可避」ではなく「不可欠」である。

【条文】

- ・協働、まちづくり等の解説が必要な文言は、詳しく説明するべきである。
- ・この条例で目指す基本理念は、自律発展都市の形成である。
- ・協働によるまちづくりの基本原則で謳われている「協働」を「対等」とする。
- ・議会は、市政運営の監視だけが仕事ではなく「協力」することも明記したほうがよい。
- ・子どもには、「思いやる気持ち」だけでなく「ありがとうの気持ち」を持ってほしい。
- ・条例の改正には、行政だけでなく議会も関わっていることが明記されていない。

確認の結果、条文の構成に変更がなかったため、条例の全体像は以下のとおりとなりました。

【名称】

門真市自治基本条例

(愛称 門真市17条憲法)

【前文】

【条文】

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第2章 自治の基本原則

第3条 基本理念

第4条 最高規範性

第5条 協働によるまちづくりの基本原則

第6条 総合計画

第3章 市民・議会・市役所の役割

第7条 市民の役割

第8条 事業者の役割

第9条 議会の役割

第10条 議員の役割

第11条 市役所の役割

第12条 職員の役割

第4章 広域行政

第13条 広域行政の推進

第5章 協働の基盤形成

第14条 協働の基盤・推進

第6章 地域自治の推進

第15条 地域自治の推進

第16条 地域会議の推進

第7章 自治基本条例の効果と改善

第17条 門真市自治基本条例推進委員会の設置



2. 今後のスケジュールについて

今回ですべての確認が終了したため、9月に委員会から市への原案提出を行い、その後条例制定検討委員会にて検討を行う旨、事務局より説明を行いました。

最後は出席委員皆さんで記念写真を撮影される等、和やかなムードで最終部会を終えられました。